平成２７年（フ）第５９６号
静岡県藤枝市高柳１丁目14番34号　グランドえび寿302号、旧住所静岡県藤枝市高柳2433番地の７
債務者　武藤　直也
１　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８８号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目31番地の１　市営橋戸原ハイツ６棟201号
債務者　神田　佳美
１　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３３８号
熊本市中央区九品寺４丁目２―24　Ｓ－１ビル701、住民票上の住所熊本市中央区坪井６丁目８番15―1106号　セントラルパークアドバンス
破産者　前田　一茂
１　決定年月日　平成28年２月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３８０号
宮城県亘理郡亘理町字上中野地16番地３　安田荘１号
破産者　佐々木秀男
１　決定年月日　平成28年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６９号
山形市大字今塚683番地
破産者　會田　浩之
１　決定年月日　平成28年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０６号
山形市城西町３丁目19番27号
破産者　加賀　豊子
１　決定年月日　平成28年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５７号
富山県射水市朴木272番地21
破産者　和田　昭弘
１　決定年月日　平成28年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第４７号
富山県氷見市藪田1260番地、前住所富山県氷見市稲積153番地21
破産者　仲谷　　浩
１　決定年月日　平成28年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第８４２号
名古屋市守山区青山台502番地　吉根住宅４棟202号、開始決定時の住所名古屋市守山区竜泉寺２丁目805番地
破産者　清水　　憲
１　決定年月日　平成28年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４３７号
愛知県春日井市高山町３丁目21番地14　ゼファーコート高山101号
破産者　横田　英樹
１　決定年月日　平成28年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７号
京都府福知山市大江町上野580番地
破産者　堀　　惣治
１　決定年月日　平成28年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第５０７６号
大阪市東淀川区豊里１丁目３番19号西岡文化103号、開始決定時大阪市東淀川区豊里３丁目16番14号
破産者　乗上　一之
１　決定年月日　平成28年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０３１号
大阪府高槻市登町12番Ａ14―206号
破産者　青木　和久
１　決定年月日　平成28年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３２号
兵庫県加古川市野口町水足1555番地の３
破産者　窪木　伸枝
１　決定年月日　平成28年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２０２号
和歌山県岩出市荊本218　第三グランドマンション107号室、開始決定時の住所熊本県合志市須屋3859番地
破産者　信岡　浩昭
１　決定年月日　平成28年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４３２号
熊本市西区二本木４丁目３番49号、前住所熊本市南区馬渡１丁目16番６―202号　コアマンションネクステージ平成さくら通り
破産者　佐野　光廣
１　決定年月日　平成28年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係